

障害者の生涯学習の推進について

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

◇我が国は平成26年に「障害者権利条約」を批准し、「障害者の生涯学習機会の確保」への対応が必要となった。（障害者権利条約 第24条「教育」）

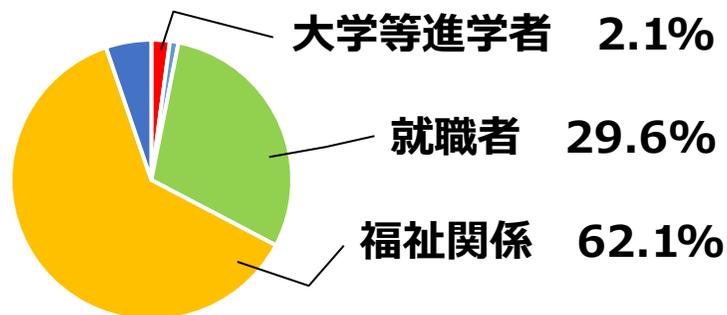
◇学校卒業後の障害者は**大学等への進学率が低く**^①、さらに、地域においても**公民館等での学習機会が不足**^②している状況がある。

⇒国、自治体、大学、民間等が協力し、**障害の有無に関わらず、共に学ぶ機会の充実**を通じて、**共生社会の実現**を目指す。

①特別支援学校(高等部)卒業後の状況

(令和6年度学校基本調査)

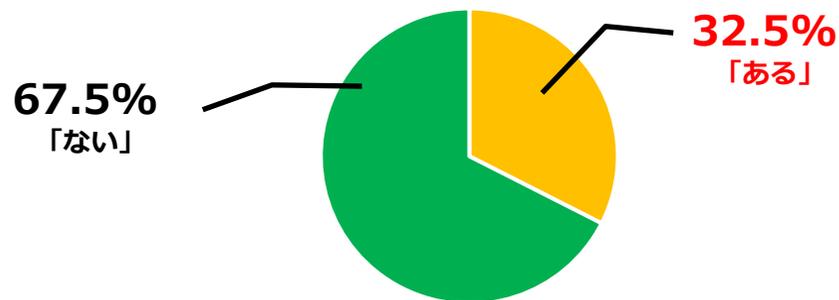
- 特別支援学校高等部の卒業生の**約92%**は就職や障害福祉サービス等に進む一方、高等教育機関（大学・専門学校）への進学率は**2.1%**となっている。



②社会教育施設等の状況

(令和5年度 文部科学省調査)

- 公民館等が「障害者の学習活動の支援に関わった経験がある」と回答した割合は、全体の**32.5%**にとどまる。



学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和8年度予算額（案） 116百万円
（前年度予算額 124百万円）



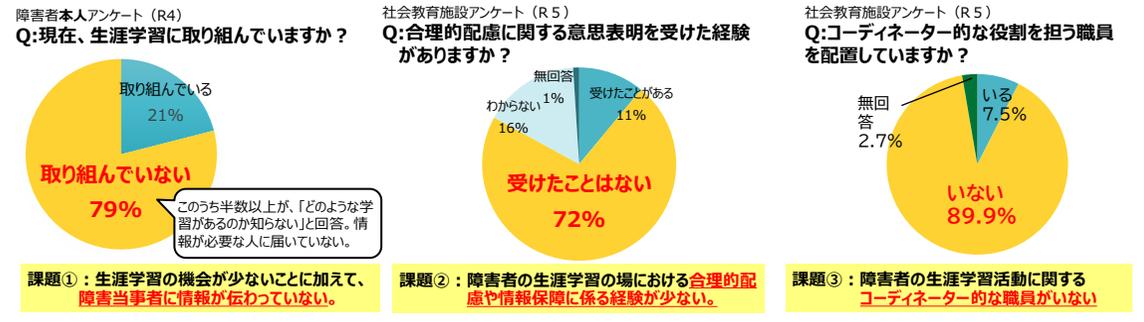
文部科学省

令和7年度補正予算額 13百万円

趣旨・背景

障害者権利条約の批准や共生社会への意識の高まりなどにより、**学校卒業後の障害者の生涯学習機会の確保**が求められている。また令和6年4月に**障害者差別解消法**が完全施行され民間事業者にも義務化されるなど、**合理的配慮への対応**が急務である。これら喫緊の課題に対応するため、本事業では、**学校卒業後の障害者の学び**について実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現**」を目指す。

障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題



「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）
地域における**学校卒業後の学習機会の充実**のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して**生涯学習を支援する機関としての役割を果たす**。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）
誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、**障害者の生涯学習の充実**に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった**学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る**。

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）
「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた取組」として、**障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る**。

事業内容

アクセシブルな書籍等の製作に係る実証調査等【13百万円（R7補正）】

読書バリアフリー法（R1）や情報コミュニケーション法（R4）の施行など、**情報保障への関心が高まる**中で、障害者等が学びの機会から除外されることのないよう実態把握が必要。**読書バリアフリー基本計画の着実な実施のために、全国的な調査等により、各取組の進捗状況を把握する**。

生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究【3百万円（3百万円）】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、**障害当事者はもとより、実施主体として期待される自治体や社会教育施設、高等教育機関等多様な関係者に対する定期的な調査が必要**。（R7：社会教育施設等への実態調査）

地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究【89百万円（97百万円）】

- ①**地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**
都道府県等が中心となり、大学や特別支援学校、NPO等が参画する**持続的な連携体制の整備**に向けた「**地域コンソーシアム**」を構築。
- ②**社会教育施設を活用した障害者の学びの場の拡充を目指した地域連携体制の構築**
地域における学びの機会の充実を目的に、**コーディネーターを配置し、社会教育施設（公民館等）を活用し、社会福祉施設や企業、NPO団体等との連携により生涯学習プログラム、インクルーシブなプログラム開発を実施**。
- ③**障害者の移行期の学びのモデルの構築**
大学、専門学校等の高等教育機関への進学が困難な障害者が**学びを継続できる機会等の創出**や、障害の有無に関わらず同世代の若者を含む**社会と接することができる居場所作り**を目的とした**持続可能な生涯学習プログラム等の開発**を実施。

普及・啓発活動の強化【23百万円（24百万円）】

障害者の生涯学習の充実には**教育と福祉など分野を超えた連携**を進め関係者を増やすことが重要。学びの場の担い手育成や学習環境の充実を図るため、障害者や支援者、行政など関係者が集う**共生社会コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を実施。



（共生社会コンファレンスの様子）



（障害者参加型フォーラム）

アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県等の**主体的な連携体制の構築**。
- ②**多様な生涯学習プログラムのモデル開発・実施**。
- ③普及・啓発事業の実施による**成果の共有**。

中期アウトカム

- ①自治体の行政計画に盛り込まれる等、**障害者の生涯学習への関心の高まり**。障害理解が深化。
- ②障害者のニーズに対応した**多様な生涯学習プログラムが増加**。
- ③障害者の生涯学習の担い手人材が増加。

長期アウトカム

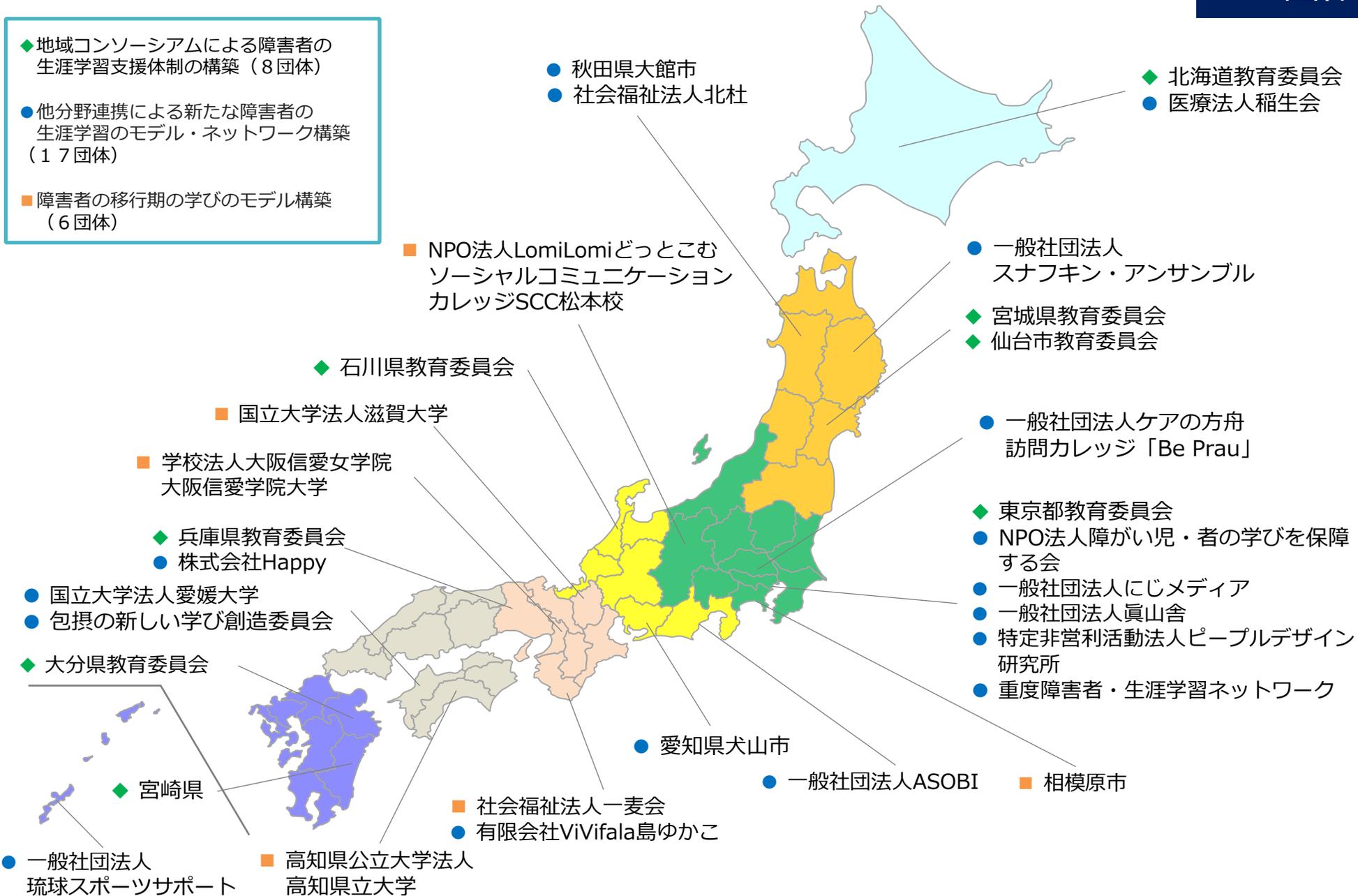
- 学校卒業後の**障害者の身近に生涯学習の機会**（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が**充実**、**障害の有無に関わらず、共に学び生きる共生社会が実現**。

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

令和7年度「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」

31団体

- ◆ 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築（8団体）
- 他分野連携による新たな障害者の生涯学習のモデル・ネットワーク構築（17団体）
- 障害者の移行期の学びのモデル構築（6団体）



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

— 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現 —

趣旨

学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的な整備・充実のために、障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス※」を全国各地で実施。**（地域別または特定のテーマを設定して開催）

障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を通じて、障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、教育や福祉、労働など分野を超えた関係者による連携体制の構築**の推進等により、**障害者の学びの場の充実**を目指す。

※コンファレンス（Conference）…会議、協議会関係者間で共有する問題について協議すること

参加者

- ・行政職員（都道府県や市区町村の教育・福祉・労働等の部局の担当者） ・社会教育主事（社会教育士）
- ・社会教育施設職員 ・障害者本人や家族
- ・特別支援学校等教職員 ・大学関係者（研究者）
- ・障害者の学習支援実践者（NPO等）
- ・福祉サービス事業所職員 ・社会福祉協議会職員 等

実施内容

【プログラムの例】

- ・行政による施策の説明 ・有識者による基調講演
- ・多様な実践事例の発表 ・パネルディスカッション
- ・テーマ別ワークショップ ・読書バリアフリー展示
- ・障害者団体によるパフォーマンス ・参加者同士の意見交換など交流機会 ・福祉事業所出展ブース 等

実施主体

- 地域コンファレンス：自治体や自治体と連携する機関
- テーマ別コンファレンス：民間団体等



<車いすでeスポーツ体験>



<障害者アート展示>



<当事者による学びの成果発表>



<行政説明・基調講演>



<読書バリアフリー図書展示>

コンファレンスの
アーカイブ動画等
(文部科学省HP)



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



概要

学習やスポーツ、文化芸術、普及啓発等の分野において、**障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体**について、その内容が他の模範と認められるものを**文部科学大臣が表彰**。その取組を全国に広く周知し、障害者の生涯学習の推進に資することを目的とする。例年、障害者週間（12/3-12/9）にあわせて表彰式を実施。

表彰種別

◇功労者表彰（表彰対象は個人又は団体）

これまでの長期にわたる活動の功績を称えるもの
（活動実績10年以上）

◇奨励活動表彰（表彰対象は活動）

活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの（活動実績3年以上）

推薦等

◇都道府県・指定都市からの推薦

◇文部科学省関係団体からの推薦

- ・全国特別支援教育推進連盟
- ・日本パラスポーツ協会
- ・全国芸術系大学コンソーシアム
- ・全国国公立大学
- ・障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク

→審査委員会の審査を経て被表彰者を決定

参考

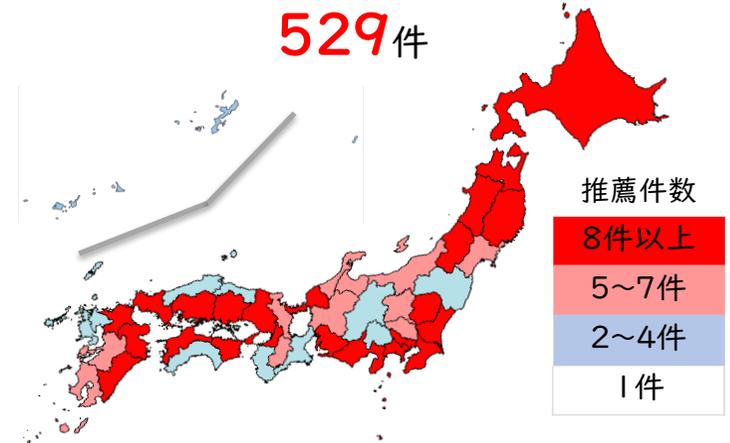
◇過去の被表彰者の活動内容をまとめた事例集



https://kyouseisyakaino.manabi.mext.go.jp/award_arch/

過去の表彰実績
（平成29年度～令和7年度）

529件



表彰式・事例発表会の様子
（令和7年度）





学校卒業後の障害者の学びの場づくり

障害者ご本人の「もっと学びたい!」「仲間が欲しい!」という思いや、保護者のみなさまの「学校卒業後も学びを続けてほしい」「家庭以外の居場所が欲しい」といった思いに応えられるよう、文部科学省では、学校を卒業した障害者が、障害の有無に関わらず学ぶことができる場づくりを進めています。

以下のように様々なメニューをご用意していますので、ぜひご活用ください!

障害者と地域の交流や
学びの場をつくりたい

日中活動や余暇活動の新たな
プログラムを検討したい

学校卒業後における障害者の学びの 支援推進事業 (委託事業)

実際に生涯学習プログラムの開発・実施する場合に
活用可能



【対象】 地方公共団体・民間団体 (社会
福祉法人、NPO法人ほかボランティア団
体等の任意団体含む) ・大学等



「障害者の生涯学習」に
関する研修を企画したい

取り組みたいが誰に相談に
乗ってもらえるの?

アドバイザー派遣

生涯学習に関する取組の実施を検討する団体等からの相談
に対して、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を
有する「障害者の生涯学習推進アドバイザー」を派遣して、助言等をおこないま
す。



※アドバイザー派遣に係る費用は文部科学省負担



やってみたいけど
何から始めたら
いいの?

体制整備のためのスタートアップメニュー

委託事業のメニューでは、先進事例収集や現地視察等を通じて
地域の関係機関・団体との連携体制構築準備のためのメニューもあり、
アドバイザー派遣と併せて、地域の体制づくりを支援します。



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

「障害者の生涯学習」ってどんなもの?



障害者本人による学びの成果や学びの場づくりに関する好事例の
共有など、障害者の生涯学習活動に関するコンファレンス

※令和6年度は全国17か所、オンライン併用開催も多数



共生社会のマナビ

障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集

障害福祉や社会教育・生涯学習・学校教育関係者等で
これから学びの場づくりに取り組みたいと考えている
方に向けて、事例やQ&Aなどを盛り込んだ事例集



「障害者の生涯学習」とは？

障害者が、学校卒業後も、生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができる、生涯を通じた多様な学習活動のことです。

実施主体により「公民館等における実践」「その他の社会教育施設における実践」「学校に関連する実践」「社会福祉に関連する実践」「就労支援に関連する実践」に分類され、内容は「生活のための学び」「知識習得のための学び」「体験活動」など、当事者の学習ニーズに合わせた幅広い学習プログラムが展開されています。



学習プログラムの一例



夕刻のたまり場
(社会福祉法人一麦会)



オンライン読書会
(NPO法人エイブル・アート・ジャパン)



音楽で遊ぼう
(秋田県大館市)



部活動で仲間づくり
(こうべ市民福祉振興協会)



大学生と共に学ぶ
(相模女子大学・相模原市)



アートアカデミー
(北海道岩見沢市)

[参考資料] ご活用ください

障害者の学びの実践紹介動画
共に学び ひろがる世界
～障害者×生涯学習～



障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】
だれでもいつでも学べる社会へ



～重度重複障害者の生涯学習～
だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



都道府県・指定都市の
障害者学習支援担当窓口
(文部科学省ポータルサイト内)



文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室
ポータルサイト：<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/> E-mail：sst@mext.go.jp



読書バリアフリー ～誰もが読書ができる社会を目指して～



読書バリアフリーとは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられること。

背景・経緯

- 2018年 「盲人、視覚障害者その他印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」(通称：マラケシュ条約)の締結
- 2019年 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(通称：読書バリアフリー法)の施行
- 2025年 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(第二期)の策定
- ～ 現在 地方公共団体における計画策定(努力義務)の推進

視覚障害者等とは？

視覚障害者：約27万人
全盲・弱視など

身体障害者：約158万人(肢体不自由)
寝たきりや上肢の障害等の理由により書籍を持つことやページをめくることが困難・眼球使用が困難

学習障害者：約3万人(通級による指導を受けている児童生徒数)
ディスレクシアなどの学習障害等により読字が困難

出典：令和4年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)特別支援教育資料(令和4年度)

**188万人以上
が読書に困難
を抱えている**

現状は？

視覚障害者等が利用しやすい書籍等は
十分ではない
(視覚障害者向け書籍数は蔵書総数の140分の1程度)

公共図書館における資料の状況
蔵書冊数総計： 448,090,795冊
視覚障害者向け書籍数※： **3,188,060冊**

※録音図書、点字図書等、大活字本の保有数の合計
出典：令和3年度社会教育統計

視覚障害者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」)とは？

点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等

できることは？

アクセシブルな書籍等入手する

みなサーチ (国立国会図書館障害者用資料検索)

全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステム。視覚障害者等用データ送信サービスの送信承認館になると、直接データのダウンロードやストリーミングも可能。



みなサーチ

国立国会図書館障害者用資料検索

<https://mina.ndl.go.jp/>



視覚障害者等用データ送信サービス

本サービスの**送信承認館**は、国立国会図書館や公共図書館等が製作した**250万件以上**の視覚障害者等用データ (DAISYデータ、点字データ、テキストデータ等) をダウンロードすることが可能。サービスの利用は**無料**。

送信承認館：410館

うち公立図書館：378館 (全公立図書館の約11%)

うち学校図書館：63館

うち特別支援学校図書館：32館

(2025年9月末時点)

うち21館は
教育委員会主
導で導入



送信承認館の申請はコチラ→ <https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10.html>

サピエ図書館

サピエの施設会員になると、サピエが保有する**30万タイトル以上**の録音・点字・電子図書をダウンロードすることが可能。国立国会図書館の視覚障害者等用データも、一部を除いて利用可能。施設会員の年間利用料は4万円。



https://www.sapie.or.jp/sapie_manual.shtml

アクセシブルな書籍等を知る・広める

りんごプロジェクト

NPO法人ピープルデザイン研究所が行う、アクセシブルな図書の普及事業。全国各地の学校や図書館等で、**出前事業**や**体験会**を実施。図書館における**「りんごの棚」(アクセシブルな図書のコーナー)**設置の普及を目指す。



https://www.mext.go.jp/content/20240618-mxt_kyousei01-000036612_24.pdf



読書バリアフリー啓発用リーフレット



文部科学省HPから、読み上げ対応版、A4サイズ印刷版、テキスト版がダウンロード可能。



https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html

冊子も配布中です。
ご希望ありましたら、お問い合わせください!!

図書館の読書バリアフリーを進めるために
是非これらのサービスをご活用ください!!